

○議長（中本正人君）順番4、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、次の5点について質問いたします。

1、精神障がい者支援の充実について。2、請負契約、入札制度の運用の改善について。3、行政事務手続きの簡素化について。4、職員の評価と責任について。5、介護保険制度の適正な運用について。以上であります。

まず、精神障がい者支援の充実について伺います。精神障がい者を取り巻く環境についての、市当局の現状認識と課題改善策を伺います。

次に、請負契約、入札制度の運用の改善について。私は、特定の業者が有利になるような要素は排除すべきであると考えます。具体的事例として、ある入札において、Aという市内業者が仕様の内容の一部につき、理解できない点があったので問い合わせたところ、市の担当者が知らないとの返事だったので、A業者は自分で調べようとして手を尽くしたが、結局調べられなかったので入札に参加しなかった。ほかに三つの業者も辞退したので、その結果、仕様書をつくった業者が予定価格の99%以上で落札することになりました。

私は、入札は形式的にやれば足りるというものではなく、実質的、公平、公正に実施すべきものと考えます。そのためには、市当局は市民に対する責任と同時に、業者に対する責任として、極めて特殊な事例を除き、発注の内容、仕様の内容を理解した上で発注し、入札参加希望者から問い合わせがあれば、的確に答えられるようにすべきであると考えますが、当局はいかがお考えでしょうか。

3番目として、行政事務手続きの簡素化について伺います。

私は、裁量の余地のない機械的な事務手続きについては、権限と責任を現場に任せることにより簡素化を図るべきであると考えます。具体的事例としては、水道料金の支払い証明書の申請をして、いつ頃できますかと聞いたところ、五日ぐらいかかりますということがあります。何で五日もかかるのですかと聞いたところ、決裁とかいろいろ手続きがありましてとの返事でした。しかし、この場合、記録を見ればその場ですぐわかる話であります。これまでやってきた手続きをただ踏襲するのではなく、改善・改革の目で常に見直しをする姿勢が必要と考えます。そうしないと、事務手続きの遅滞により市民に不便をかけることとなるし、多くの判こを押すことにより、組織の無責任体制を温存・促進することになると考えます。

次に、職員の評価と責任について伺います。実態と問題点の認識と改善策を伺います。

最後に、介護保険制度の適正な運用について。一部の事業者が利用者の1割負担を免除するとともに、不必要ないわゆる過剰介護を働きかけるという実態があります。これでは、無料であるから、また、楽であるから、さらに事業者との人間関係から、過剰介護を受ける可能性も高いと考えられます。

こういうことが行われると、利用者の自立支援を図り、健康寿命を延ばすことにより、本人・家族の幸福を増進し、あわせて医療費の抑制を図るという介護保険制度の趣旨に反することになります。

事実の把握と厳しい指導と重いペナルティ

によって、係る現象を根絶すべきであると考えます。

以上です。

○議長（中本正人君）1番 松浦君の質問項目1、精神障がい者支援の充実に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）精神障がい者支援の充実に関する、市当局の現状認識と課題改善策についてお答えします。

精神障がい者の現状については、精神障害者保健福祉手帳と精神通院の人数により把握しています。精神障がい者の障がい等級については、手帳による判別で、平成27年12月末現在において、1級50名、2級274名、3級175名で合計499名が認定されています。

障がい者施策については、精神障がいの状態に応じ、相談支援をはじめ年金手当の支給、医療費の助成、障がい福祉サービスの給付や資金の貸付制度、その他税の減免や企業等の優遇及び割引制度等が用意されています。

また、65歳以上の高齢者について介護保険が適用される場合は、介護保険を優先して適用することとしており、福祉及び介護でカバーすることとなっています。

課題等の取り組みについては、2番議員にも答弁をしたところですが、障がい者のご両親等、お世話をしていただいている方がいなくなった場合、残された障がい者はどうなるかとの大きな不安を持っている事例があります。

障がい者への対応については、まず相談を受け、本人に法的行為能力がなければ成年後見人制度を活用することとし、その方の障がい状態に応じて、在宅とするのか施設に入居するのか等適切な福祉サービスを検討し、必要に応じ関係機関と連携して、対応できる事

業者や施設等を探すこととなります。

また、課題の一つである短期入所施設が不足していることについては、障がい者団体等からもお聞きしており、現状は認識しているところです。現在のところ、障がい者団体、事業者である施設運営法人及び行政が課題を共有し、それぞれの立場から、現状の改善に取り組んでいく必要があると考えています。

行政としては、限られた福祉資源の効率的な活用の提案や、施設改善に向けた補助金要望の支援に取り組みたいと考えています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ご答弁ありがとうございます。

まず、こういう問題を考える価値観として、私は常に責任主義という考え方に立っております。といいますのは、何らかの悪いことをした、例えば、刑法に触れることをしたと。そしたら、裁判所でお前が悪い、責任をとれということになるんですけども、つまり、責任があれば責任を負う。当たり前だと。

しかし、何の責任もない、たまたま障がい者、あるいは心身障がい者のお方の親になる、子どもになる。そういう方々は何の責任もないんです。明日自分が、私たちがなるかどうかもわからない。そういう何の責任もなくとも、現実厳しく、大きな負担を背負って生きていかなければならないと。そういうときには、我々健常者の家族、あるいは国民一人ひとりが皆で力をあわせてそういう方たちを支えていく、支援していく、こういうことが絶対に必要であると考えておりますが、私のこの責任主義に立つ考え方というものに対して、当局はご賛同していただけますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）責任という観

点からは、ちょっと行政としては考えにくいところがございます。ただ、こういう福祉行政の考え方でございますが、基本的にはノーマライゼーションという、障がいのある方もない方も、ともに同じ社会生活を営めるといふような基本的な目標に向かって、一つは、障がいのある方の自己決定と自己選択の尊重でございますとか、あるいは、2番議員にもご説明しました地域への移行促進や就労支援等の課題への対応、これについては、やはり地域で支えていく、議員おっしゃられる皆で支えていくにつながるような、地域で支えるといふような考え方、あるいは、ここ昨今の動きであれば、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実と周知、これは、身体、知的、精神等々を一元化して福祉サービスの充実に取り組んでいくという考え方、それと、障がいのある子どもに対する支援体制の確保、このような視点から障がい福祉というのを進めていきたいといふふうに考えてございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）何の責任もなく、重い負担を背負っていかなければならないと。たまたまそうなった。そういう方に対しては、皆で支えていく、そういうことが共通した考えであるということ的前提として、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁にもありましたけれども、こういうふうに取り組んでいく、やっていく、そういう目標を持っていくんだと、いろんな話はあるんですけども、全く具体的に、じゃあ、いついつまでにこうしないかんなど、そういうのが見えてこない。努力をしている、頑張っている、そういうことだけでずっと来て、実態はわかっているんですからね。国に支援を求める、県に求める、それはそれでやっていくべきですけども、じゃあ市は何を

するのかと。それだけでいいのか。私は大いに疑問があります。

その辺について、先ほどの2番議員の質問に対しても、答弁の中で、例えば29年度末の目標で地域拠点の整備計画、これがあると言われたんですけども、これは実現するんですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この福祉行政の推進につきましては、平成27年度におきまして第4期橋本市障がい福祉計画を策定してございます。その中で目標とする数値として、先ほどご説明差し上げました地域生活支援拠点等の整備という項目も挙げてございます。こういう目標を掲げまして、この計画の推進に取り組んでいくということになるわけですが、実際、行政が単独で取り組んでいくというのは難しい面がございまして、やはり、こういうふうな福祉サービスを提供していただける事業者、基本的にこういうふうな事業者の方々の事業参画があってはじめて実現していくということになろうかと思えます。

そのためには、行政として事業者の方々に働きかける、事業参入を促していくわけですが、事業者の方々としても取り組むべき目標を共有していただくということ、あるいは、障がい者の方々にもこういうふうな目標を十分理解していただくといふような、いわゆる3者がそれぞれの立場で目的を共有して、それぞれの立場でお取り組みをいただくというのが今後進めていく方向であろうかといふふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）29年度末で完成というか、達成できるんですかということ伺っているんですけど。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現状、事業者

の方々のいろんなご意見を聞く中で、非常に難しいという感触は持っております。ただ、これに、目標に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）目標を掲げてやっていくということも大変ありがたいことなんですけども、実現しなかったら、その場その場の場当たりの言いわけにしか過ぎないと。今まで、あれをする、これをすると言うても、なかなか実現していなかったということがありますので、その辺のところを、本当に大事だったらやるんだと。政策の優劣をつけて、これは辛抱してもらおう、しかしこっちは絶対やるんだと。目標は立てたら何が何でもやり抜くんだ、達成するんだという、そういう気持ちでやっていただかないと、あっちの人の協力、こっちの人の協力、これなかったらあかんのやと、そんな頼りない話は納得できないと思いますよ。絶対やりますと言えませんか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）結論から申し上げて、私の段階で絶対という言葉は使えないと思います。これは、目標に向けて取り組んでいくということしかご説明申し上げられないというのが現状でございます。

ただ、この計画につきましては、もちろん国の施策、県の施策等々と当然連動性を持ちましての計画でございまして、先ほど申し上げたいろんな立場の方々に、この策定委員、策定をする段階でご参画をいただいております。その中でいろいろご協議をいただいて目標設定もしておるというふうに認識してございまして、そういうふうな経過もございまして、関係者のご協力を得ながら、本市としてはこの目標に向けて主導的に取り組んでいきたいというふう

に考えております。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

先ほども2番議員の答弁をさせていただきましたように、私も障がい者を持つ家族の一人でありますし、障がい者の皆さんのことは十分理解をしています。

私としても、何か新しい方法はないのかというふうには現在考えてはおります。まず、でも一番最初にこれからやっていかなあかんことは、国の制度が変わってくるというものもあります。そして、大変一番問題なのは、施設から在宅へというふうな国の方針が出てきてます。これっていうのは、障がい者のことをあまり考えていないのかなど。障がい者の医療の問題であったり、そのこの部分の社会保障費を減らしていこうというような意思しかないのかなというふうにも思っております。

その中で、私としても、先ほどお願いしましたように、市議会からも障がい者、いろんな精神障がい者も身体障がい者もありますし、発達障がいもありますし、障がいの程度も多々ある中で、やはり一度、この制度について国への働きかけを、橋本市あるいは市長会にも働きかけますけども、また、市議会から県や例えば国のほうへ意見書を上げていただいて、本当に、厚生労働省へ行くんやったら行って、話をしていく必要があるのかなというふうに思います。

高齢者も非常に難しい問題も抱えてますが、障がい者はそれ以上に難しい問題があるというふうに認識しておりますし、子どもでしたらファミリーサポートセンターみたいな、そういう制度もありますし、そういうことができないのか、あるいは、地域で一緒に障がい者の方を高齢者の皆さんとともに見ていただ

けないのか。そういうことを非常に難しい問題であります。新たな橋本市としてソフト的にできることはないのかなというふうに、これから考えていきたいと思っておりますし、先ほど、29年度障がい者福祉計画の件もありますけれども、できるだけ目標が達成できるようには、今後努力を進めていきたいと思っております。

また、施設の受け入れにつきましては、先ほども答弁しましたが、今回、昨年ぐらいは予算認めてもらえるような状況やったんですけれども、28年度になりますと、県のほうも難しいですというのを、この4月に県のほうへ行ってきましたけれども、そういう答えしか返ってこなかったもので、ここの部分も、やはりもっと充実させる必要があるというのを、もっともって国に伝えていく必要があるのかなと認識しておりますので、これから、より障がい者の皆さんにとって暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、今しばらくお時間をいただけたらなというふうに思います。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ご答弁ありがとうございます。

なかなか一気に進まない、大きな重い課題だと思うんですけれども、今の29年度につきましても、部長が答弁されたように、やはりそれに向かって着実に、日程、スケジュールを立てて、それでやっていく。精いっぱいやっていただきたいと思っております。

そしたら具体的に、それで橋本市でもできるようなことをいっぺんお願いしたいんですけども、現在、福祉センターのいきいきルームで、第4金曜日、午前9時から11時まで、手帳を持った障がい者の方の専用の時間をとってもらっておりますが、もう少し回数を利用しやすく増やしていただけないでしょうか。現在のままでは、支援学校や作業所に通

っている人は利用できません。さらに、知的障がい者や高齢者にも使えるような操作の簡単な機械を置いてもらえませんか。もしこれを置いていただけて使えるようになれば、介護予防ということを通じて、医療費の削減にもつながることと思いますが、いかがですか。

障がい児・者の父母の大変さを端的に表した言葉があります。いつまでも子育てが終わらない、という言葉です。子どもが成長し、少年となり、大人となる。それに反比例して親御さんは年老いて体力が落ちる。そのことから生ずるさまざまな困難を頭の中に描いてほしいです。親が、自分が亡き後、子どもの行く末を案じて自らの手で子どもを死なせるという悲劇が後を絶たない。私が最初に申し上げたとおり、責任主義の観点をもう一度考えていただきたい。何の責任も落ち度もない人が、たまたま大変な状況にあるということです。いつ自分たちもそういう状況に置かれるかもしれないということです。それならば、社会全体の力で支援していく、応援していくべきだと考えるべきではないでしょうか。

今の具体的な二つの要望に対して、答弁をお願いします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）いきいきルームについてでございますが、今おただしにありました、現在、毎月第4金曜日の9時から11時に、この位置付けが、障がい者の方々が専属でというのが、お試しというか試しに使っていただく、体験していただくという設定でございます。午後につきましては一般の方々も使われていて、基本的には一般の方々と同時にお使いいただきたいというふうに考えております。

障がい者の方専用という設定は、そういうことからちょっと今は難しいということでございます。

また、新しい機械につきましては、私もちよっと現場を確認しましたがけれども、スペース的な問題、あるいは新たに設置する財政的な問題等々ございますので、現時点では考えてございません。

いわゆるほかの時間帯につきましては、一般の方々と一緒にご利用していただきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）一般の方々、大勢利用してくれて非常に結構なんですけども、なぜ私がこういうことをお願いするのかといえば、障がい者の保護者の方が、それではなかなか利用しづらいと。だから、何とかお願いできませんかということなんです。その点については、お金の要る話じゃないし、大勢の健常者の方々から文句が出るとは思いますけど、それでもやっぱり、何の責任もなく大変重い荷物を背負われた方々のしんどさを軽減するために、市民の方を説得して、もうちょっと時間あげてくれないかということをお説得していただくおつもりはありませんか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）先ほどご説明申し上げましたとおり、現在の設定が、いきなりではなくて、いわゆる体験的にまず使っていただく、基本的には一般の方と一緒に使っていただくという考え方でございます。現在は、

実際のところ、議員おっしゃられるお話からいきますと、現在一般に使われている方の部分を、障がい者の方々専用に向けるといことになろうかと思いますが、実際、現在でも複数の方が、障がいを持っておられる方が一緒に使っているという実態もございます。あるいは、一般の方々がフォローしていただく場合もございます。そのような実態を考えて、現時点は今のままの運用

でまいりたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）すいません、ちょっと時間がないので、ちゃんと聞いてくださいよ。

支援学校へ行っている人とか、作業所へ行っている人は、その時間だけだと使えないという話なんです。それもあるんですよ。その辺のところも、やっぱり一般の方と一緒に使ってくださいということで、答弁として理解してよろしいですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現在の設定は、体験としての設定、体験する時間帯としての設定でございますので、基本的に一般の方々にご利用願いたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）1番目を終わります。2番目をお願いします。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、請負契約、入札制度の運用の改善に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）次に、2点目の、請負契約、入札制度の運用の改善についてお答えします。

本市の契約事務規則では、基準を超える金額の発注については原則として入札を行うこととなっていますが、基準以下の金額では随意契約、いわゆる見積合わせも認められています。

随意契約での発注にあたっては、見積仕様書、契約書案、見積依頼書等の作成を行った上で、市が指名した各業者に見積もりを依頼します。この際の重要な事務が、市が必要とする目的物を明確にして見積相手先に示す、見積仕様書の作成になります。

調達しようとする目的物の品質と納期の確保が市内業者で担保できる場合は、その業者を見積先として選定することになります。

目的物の品質確保にあたっては、限られた予算を有効に使うためにも、過剰な仕様にならないよう注意するとともに、特に調達事例が少ない案件等については、特定の業者に有利にならないように、一般的に妥当と思われる仕様で発注できるよう、仕様書の作成にあたっては発注担当課が案件について十分調査、調整の上、発注することを徹底します。

また、見積依頼にあたっては、質疑応答の期間や、提出締切日まで十分な日数を確保するなど、発注担当課が適切な運用をするよう改めて徹底します。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今の答弁、単刀直入でなかったので、私の要望を聞いていただいた。要するに、どういう内容かを発注者に業者が問い合わせれば、こういう内容だときちんと答えられるような方法でやっていただけるといえるのでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）仕様書の内容について、質問があれば的確に答えてもらえるのかという質問だと思うんですけども、それらにつきましては、物品を発注するにあたって、まず予算取りというのを先にします。その予算取りをしまして、参考となる見積書を提出してもらうんですけども、調達事例の少ない案件等では、複数の見積もりをとることで適切な仕様書を作成すると。特殊な物品の発注の場合は、なかなか仕様書の作成がきちりできない場合もございますので、その辺につきましては、複数の業者から見積もりをとりまして、両方ともに共通するような仕様書

の作成をして、きちりと担当者のほうで作成書のことにつきまして質問に答えられるような形で事務を進めたいと思います。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）はい。わかりました。よろしく申し上げます。

次の答弁をお願いします。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、行政事務手続きの簡素化に対する答弁を求めます。

政策企画室長。

〔政策企画室長（上田力也君）登壇〕

○政策企画室長（上田力也君）行政事務手続きの簡素化についてお答えいたします。

まず、裁量の余地のない機械的な事務手続きについては、権限と責任を現場に任せることにより簡素化を図るべきである、とのおたただしですが、議員ご指摘のとおりであり、本市においても、明確な責任のもとに合理的かつ能率的な事務処理を図ることを目的とする橋本市事務専決規程を定め、規定された事務については、市長にかわって部長、課長等が決裁を行っているところです。

また、決裁の印鑑を20個近くも押すことは、事務手続きの遅滞と無責任体制を促進することになるとのおたただしですが、同じく、橋本市事務専決規程の中で、合議についても規定しており、当該事務が関連する部署へは合議をすることにしています。しかしながら、明らかに合理性を欠き、事務手続きの遅滞につながるような事案につきましては、業務改善に取り組む必要があると考えます。

市としましては、行政事務の合理化、能率化を図るため、業務改善に関する調査、審議等を行う橋本市行政事務改善部会を設置し、行政のスリム化等に取り組んでいるところです。

また、昨年度まで活動していたHMP48の

中に、業務改善に取り組む、スッキリ快ZENプロジェクトがあり、昨年度は庁内で「スッキリ！快ZENコンテスト」を開催して、職員が考案したすぐれた業務改善を募集し、優秀な者には表彰を行いました。さらに、今年3月には、業務改善に取り組む全国の自治体が集まる全国都市改善改革実践事例発表会にて発表を行うなど、活発な活動を行いました。

これらの活動を受け、市としても慣例に従って漫然と業務を執行するのではなく、市民目線で、常に改善の意識をもって業務に取り組んでまいります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）結構でございます。よろしくをお願いします。

次の質問をお願いします。

○議長（中本正人君）次に、質問項目4、職員の評価と責任に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）職員の評価と責任についてお答えします。

本市における職員の人事評価制度は、平成21年10月より、管理職を対象として能力評価を開始し、評価結果については勤勉手当の成績率に反映させてきましたが、平成26年に地方公務員法が一部改正され、平成28年度より全ての自治体に人事評価制度の導入が義務付けられました。

この人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理の徹底、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を目的として実施するもので、本市においては、職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握して行う能力評価と、その職員が果たすべき職務をどの程度達成し

たかを把握して行う業績評価の2本立てで、上期・下期の年2回実施することとしています。

この人事評価制度において、被評価者と第1評価者との面談をルール化することで、組織・職場でのコミュニケーションの機会を増やすことによる人間関係の円滑化や、評価結果による勤勉手当、昇給への反映により、努力への見返り等による職員の士気高揚を図ることで、人材育成につなげていくこととしています。

また、人事評価結果を適材適所の職員配置や、その能力に応じた役職への登用に活用していきたいと考えています。

現在、本格実施の初年度であり、各職員においては、平成28年度上期における業績評価の目標を設定し、職務を行っている段階ですが、平成27年度を試行期間として実施した中での問題点として、直属の上司である第1評価者の評価点と最終評価となる部長等の調整評価者の評価点に大きな格差があるものが見られました。

また、業績評価において、職責に合った評価が疑わしいものや、設定された目標だけにとられ過ぎた評価が見受けられ、その職員の業績を適正に反映できていないものも見受けられました。

この人事評価結果については、被評価者に通知することを原則としていることから、被評価者の評価に対する信頼性、納得性を確保しなければ、本来の目的であります効果的な人材育成につなげられません。また、信頼性、納得性を得る評価を行うためには、評価者の高い能力が求められることとなります。

このため、本格実施後はじめてとなる評価実施開始までに、全評価者を対象とした評価者研修を実施していく予定です。

次に、懲戒処分等を受けた職員に対する人



事評価への反映についてですが、もちろん法令違反など非違行為については、懲戒処分等に関する指針に基づき厳正に処分しています。

また、人事評価においても、能力評価、業績評価とも反映されることになり、勤勉手当や今後の昇給・昇格に影響を及ぼすことになると考えています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）新しい評価制度が始まって、今年ではじめてで去年が試行でしたね。それで、私もいろいろなお方から、その難しさというのを聞いておりますけれども、なかなか、いざ評価するとなったら、評価するほうは本当は自由にしたいんだけど、評価する人の立場をおもんばかって、こういうマイナスの評価をしたらうらまれるとか、人気悪くなるとか、そういうことが非常に影響するような形では何のための評価かわからなくなりますので、やはりその辺をきちんとけじめをつけてやっていただきたいと思えます。

それと、今のお話によりますと、違法行為とか懲戒処分の対象となることについては、ある程度機械的に当てはめてやっていけると思うんですけども、それ以外のことについては、なかなか今申し上げたとおり難しいと思います。僕は、今聞きたいのは、裁量の範囲がこれだけあると。この裁量の範囲で、ここが最善の選択、だんだん落ちてきて、こっちが最悪と。その裁量の範囲でまずい選択をしたと。これは幹部の皆さんの話ですけども、幹部の皆さんがそういう選択をしたときに、どういう責任を誰がとるのかということ、僕は大事だと思うんですよ。

今回の財政危機に対しても、あるいは、私が出つこく取り上げました、こども園関係の

損害についても、誰も何の責任も負っていない。その辺については、どういうふうに市のほうとしては考えておられるのでしょうか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）人事評価全般のご答弁を総務部長のほうからさせていただいていただけますけども、議員ご指摘のとおり、もちろん、この人事評価につきましては、先ほどから申し上げておりますとおりに、能力評価あるいは業績評価という2方向からの評価になっております。当然のことながら、先ほど議員のご指摘のようなことが発生をいたしますと、当然その者の責任においていろんなこと、業務をしております関係上、当然結果責任と申しますか、評価は能力的にも業績の面でもそういうことがございますと、当然下がるのが当たり前であろうというふうを考えております。

先ほどの懲戒処分の件でございますが、懲戒処分につきましては、戒告は実質的な賃金の引き下げ等はございませんけども、停職・減給等になりますと、直接的にその時点でそういう処分がされるわけでございますが、人事評価におきましても、当然のことながら、そういうことがない戒告処分等を受けなければならないときにはもちろんのこと、業績あるいは能力で劣っておるということであれば、当然評価は下がるということでございますので、現に過去の件につきましても、一部評価は下がった者は実際にいたと。幹部についてはいたというふうを考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）政治的な評価、つまり、大きな政策の選択、あるいはその遂行を裁量の範囲でまずかった、その辺のことについての責任ということは、あまり明確じゃないんじゃないかなと。といいますのは、大事なことは、その地位において判断したことが間違

っていたというのであれば、その人はそこに不適格な、適材適所やなくて不適材不適所になってしまいうんでね。やはり大きな問題で、小さな影響しかない違法行為であっても懲戒処分はきちっとやられるんだから、やはり大きな政治的な問題に対しても、その辺のけじめというのはつけるべきじゃないんでしょかね。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）ちょっとご質問の趣旨が理解しにくい点もありますので、答弁が間違っておったらお許しをいただきたいと思うんですけども、それぞれ管理職等につきましては守備範囲を持ってまして、責任範囲が限られてきております。当然のことながら、その責任の範囲において何か問題点があるということでありましたら、当然のことながら評価点は下がるということになるかと思えます。

ただし、大きな政策ということになってきますと組織決定をする面もございまして、組織で決定した以上、その組織にかかわった人間全部が、当然のことながら、市に対して施策が失敗すればご迷惑をおかけすることになりますので、市長を先頭ということになるわけでございしますが、責任の範囲の明確化がどうかという点で、どこまで責任をその者に負わせるかというところが、若干ちょっと難しい点はあるかというふうに思います。

そういう意味で、責任の範囲のことについては、これからその人事評価の中で、一般職員に対してもはっきりした評価が出せるんじゃないかというふうには考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私の申し上げている真意が伝わってないかもわからないんですけど、やっぱり上に立つ、幹部になればなるほど、市のかじ取りに対して大きな権限と責任を持

っている。それが間違ったときには、やっぱりその地位にふさわしくないお方やということで、それなりの人事配置とかを配慮すべきだと。全く今、それがなされたということ聞いていませんのでね。だから、その辺のところ、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

こども園の件に関しましては、全て私が最終決裁を押ししたということで、私どもは特別職3人が給料30%カットいたしました。その中で、では職員に責任があるのかということ、職員もいろんな状況の中で事業判断をしてきます。その中で、最終的に政策調整会議を開いたり、そして、これからどうしようかという話を、最終的に私が決断をすることとなります。そういう中での判断でありますので、これを職員に責任を求めていくということになりますと、職員は決してこれから、もう無理してやる必要ないやないかと。自分がやって失敗したら、全部市長が決裁押しであるのに、何で俺らが責任とらなあかんのか。逆にまた、こういうことをやりたいけど、新たな挑戦をするという部分については、職員はマイナスに考えるんじゃないかというふうに思っています。

今、職員には、とにかく失敗してもええから、難しいと思ったら一歩踏み出せというふうに、私は職員に言ってます。その中で失敗したら、それは私の責任なんで、そういう方向でやればいいやんかと。そうしないと、こんな難しい時代の中で何ができるということなんです。職員が委縮して橋本市が良くなるんだったら、いくらでもやりますよ。でも、そういうことではなくて、職員には、もっと

もっとこれからの難しい時代にいろんな形のチャレンジをしてもらわなあかんというのが、私の基本的な考えの中にあります。私が判断して決めたことに対して、この職員が、部長が悪かったというのではないとは思いますが。最後は私が悪いということになるかと思えますので、そのときは遠慮なく私の責任を追究していただいたらいいのかなというふうに思っています。

私は、このまちを良くするために職員と一緒に、私は相当職員にも厳しいことを言いますから、そういう方向で現在取り組んでおります。逆に、失敗したらまた議場で何か言われたらあかんからやめとくわというふうなことの、マイナス作用に働くことというのは非常に危険なことであると思います。やっぱり最終的な責任というのが私のところへ来て当たり前やと思いますので、私が責任転嫁をするわけにもいきません。これから職員にはいろんなことにチャレンジをして、このまちがもっともったいい方向に進むようにしていただきたいと思えますので、私もこども園に関しては、そうか、こういうしかないかということでした承しながら進めてきた結果であると思っておりますので、そのことに対してご不満があるなら、私に対してもっと責任追究、不信任案でも結構でございますから、出していただいたらなというふうに思っています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私は橋本市を良くしようと思って議員になってるんで、職員に委縮してもらおうどうのこうのと、そんな話と違うんですよ。要するに適材適所に置いて、しっかりした橋本市政を運営していただきたいと、その辺について、少しは反省あってもいいんじゃないかと、そういうことですわ。質問終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目5、介

護保険制度の適正な運用に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）介護保険制度の適正な運用についてお答えします。

介護保険法では、要介護認定等を受けた被保険者が介護サービスを利用した場合、市は被保険者に対し、当該介護サービスに要した費用について介護サービス費を支給すると規定されています。また、ケアプランに基づいて介護サービスを利用した場合、市は被保険者が介護サービスに要した費用について、介護サービス費として、被保険者にかわりサービス提供事業者に支払うことができます。

このことにより、現状は、要介護認定等を受けた被保険者が介護サービスを利用した場合、本人負担分の1割または2割を支払い、残りの9割または8割については、国民健康保険団体連合会を通して市がサービス提供事業者を支払う形となっています。

議員おただしのように、サービス提供事業者が、本人負担分について支払わなくてもよいからサービスを受けないかと進めてくるのは、法に反していることとなります。

利用者等から、議員おただしの内容の相談や苦情をいただいた場合は、保険者として迅速に事実確認を行い、事実が確認された後、県と連携しサービス提供事業者に監査を行うこととなります。その結果、書類確認等で法令に違反していると判明すれば、行政処分を行うこととなります。

そもそも介護保険の目的は、介護保険法第1条に、要介護状態となり、看護等を要する者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、と

規定されています。本人の有する能力ができるだけ維持できるよう、また、できるだけ能力が上がり自立に向かえるよう、本人等とケアマネジャーが相談してケアプランを作成し、それに基づき必要なサービスを受けるということが、介護保険の自立支援という理念に基づいた正しい方法です。

事業者が自己の利益を図るため、本人にとって必要でないサービスまで受けさせようとするこのような事例は、介護保険の理念に反し、また、給付費の増大、保険料の増額につながっていきます。

介護保険制度が適切に運営されるよう、被保険者として今後とも取り組んでまいります。相談・苦情等が寄せられましたら、事業者への対応に着手しますので、介護保険課まで情報をいただけますよう、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私は情報提供しましたけども、迅速な対応していただけましたでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）情報提供いただいたというふうに報告を受けてございまして、現在それを受けて事実確認の手続き中でございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中本正人君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。

この際、2時35分まで休憩いたします。

（午後2時20分 休憩）